

## 第12回町田市会計基準委員会 議事要旨

日時	2019年7月12日(金) 午前10時00分～午前11時15分
場所	町田市庁舎10階 10-5会議室
出席者	【委員】 鵜川正樹委員長、米田正巳委員 【事務局】 会計課 【傍聴者】 なし

### 1. 開会

会計管理者から開会挨拶

### 2. 資産照合の結果について

- ・ 事務局から「資料1」の説明
- ・ 質疑応答

#### 【主な内容】

#### <新財務会計システムについて>

米田委員 : 新システムに移行して初めての決算で全項目一致とのことだが、新システムのメリットはどのようなことがあるか。

事務局 : 新システムでは、旧システムと比べてさらに細かくマスタを設定できるようになった。

例えば、予算事業とセグメントを関連付けることで、予算執行時の仕訳入力時にセグメントを自動設定(初期表示)できるようになったため、セグメントの入力において判断に迷うことがなくなった。これにより月次決算整理もスムーズに行うことができるようになった。

また、従来は道路資産をエクセルで管理していたため、期末の決算整理仕訳を手入力していたが、新システムでは道路資産をシステム上で管理できるようになり、決算整理仕訳も自動化したため、作業の効率性や正確性が向上した。

#### <道路の資産登録について>

鵜川委員 : 道路資産について、どのような単位で登録されているのか。100メートル単位などで区切っているのか。

事務局 : 原則、路線単位である。もし、その路線を拡幅や延長した場合は金額を加えている。

#### <建設仮勘定について>

米田委員 : 建設仮勘定が残っているかの確認はどのようにしているのか。会計課に完成報告(連絡)があるのか。

事務局 : 今回から資産照合のなかで、各課にチェックシートを作成してもらい、

建設仮勘定台帳と財務諸表（建設仮勘定残高）との照合結果についても報告してもらうことにしている。

鵜川委員 : 建設仮勘定のうち、道路資産に関連するものはあるか。

事務局 : 道路資産に関連する建設仮勘定はある。(約 38 億)

鵜川委員 : 東京都では、建設仮勘定精算の方法を変えている。

以前は、官庁会計において、道路が部分的に開通していても全て開通するまでは財産登録をしていなかったため、公会計上も建設仮勘定の精算をしていなかった。しかし、建設仮勘定の残高が大きくなり、監査の指摘等があったことから、部分的に開通した時点で財産の登録をすることに変更し、公会計上も建設仮勘定から本勘定に振り替えるようにした。町田市ではどのタイミングで財産登録及び建設仮勘定精算をしているのか。

事務局 : 町田市では、供用開始時点で本勘定に振替を行っている。

米田委員 : 供用開始というのが、具体的に部分開通または全部開通、どちらを意味しているのか確認した方がよい。

また、建設仮勘定の清算方法について、今後、検討することが望ましい。

事務局 : 供用開始のタイミングについて、担当部署に確認する。

(委員会後確認)  
⇒ 町田市の道路の供用開始は全部開通のタイミングである。

### 3. 財務諸表の内容について

- ・ 事務局から「資料 2」の説明
- ・ 質疑応答

#### 【主な内容】

##### <過年度損益修正について>

鵜川委員 : 過年度損益修正が損益ともに前年度から増加しているが、どのような理由があるのか。

事務局 : 新システム移行に伴って、固定資産の二重登録や登録漏れが発覚したものについて仕訳処理したものである。前年度と比べて過年度損益修正が増加したことについては反省点と考えており、今後は財産及び仕訳の適正な処理について庁内に周知するなどの対策を講じる。

米田委員 : 今回の過年度損益修正は損益が同じような金額であったため、相殺控除すると当期収支差額への影響は大きくない。

鵜川委員 : 判明したことを財務諸表で明らかにすることは良いことである。

##### <受贈財産評価額について>

鵜川委員 : 純資産変動計算書について、受贈財産評価額が 40 億あるが、どのような内容なのか。

事務局 : 受贈財産評価額については、道路部が大きく占めている。その内容は、  
開発行為等によって市道として寄贈されたものとのことである。

鵜川委員 : 金額が大きいのので、その内容を注記するなど検討してもよいのではない  
か。

事務局 : 今後検討課題とする。

<繰入金・繰出金の表記について>

鵜川委員 : 各会計の財務諸表の概要（一覧表）をみると、特別会計のところで一般  
会計の繰入金・繰出金が入っていないのはやはりわかりにくいように感  
じる。

事務局 : 今回の財務諸表では対応できないが、将来的な検討課題とする。

#### 4. その他 特になし

以上